

令和2年度 一般会計 歳出 第7款2項1目12節 委託料

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 障害施策推進課 担当者 宍戸 電話 671-3598
----------	-----------	-----	---------------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 知的障害者等に分かりやすい資料等の表現見直し業務委託
- 2 履 行 場 所 受託者が設定する実施場所
- 3 履行期間 期間 契約を締結した日から令和3年3月31日まで
又は期限 期限 平成 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分、 場所)
- 7 委託概要 知的障害者等を対象とした分かりやすくするための資料等の表現見直し
(デザインやレイアウトの見直しを含む)

8 部分払

する（回以内）

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
			件		
			件		
			件		
			件		
			件		
			件		

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額

内訳 業務価格

消費税及び地方消費税相当額

内 訳

名 称	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
届けてくださいあなたの声 (パンフレット) 見直し (子ども青少年局子ども家庭課作成)	1	件			
中学生・高校生向け自転車交通ルールパンフレット見直し (道路局交通安全・自転車政策課作成)	1	件			
もしも手帳 (冊子) 見直し (医療局がん・疾病対策課作成)	1	件			
住宅防火アドバイス (冊子) 見直し (消防局予防課作成)	1	件			
暑さに負けない体づくり (チラシ) 見直し (消防局救急課作成)	1	件			
熱中症予防パンフレット見直し (消防局救急課作成)	1	件			
防災センターチラシ見直し (消防局市民防災センター作成)	1	件			
合計					
消費税及び 地方消費税相当額					
総計					

仕 様 書

1 件名

知的障害者等に分かりやすい資料等の表現見直し業務委託

2 履行期限

契約を締結した日から令和3年3月31日まで

3 履行場所

受託者が設定する実施場所

4 業務目的

本市の作成する通知やお知らせ資料等は、その内容の理解に困難さを感じる知的障害者等にとって、複雑な文章構成や、難解な表現の場合があり、当事者が自身で読むことで、正確に内容を把握することが難しい場合がある。このため、障害当事者が内容を正しく理解できるようにすることを目的とする。

5 業務概要

知的障害者等を対象とした分かりやすくするための資料等の表現見直し（デザインやレイアウトの見直しを含む）

6 業務詳細

(1) 業務手順

- ア 本業務担当課及び対象資料担当課と打ち合わせを行い、どのように見直しを行うのかを決定する。
- イ 見直し作業の実施。
- ウ 必要に応じたレイアウト変更やイラスト・写真の掲載などのデザイン変更を行う。
- エ 原則として、障害当事者によるチェックを行う。ただし、簡易な見直しなど本業務担当課、対象資料担当課及び受託者が不要と判断した場合はこの限りではない。
- オ 本業務担当課及び対象資料担当課と見直し内容に関する確認を行い、電子データを納品する。なお、納品する電子データの形式は、本業務担当課及び対象資料担当課と協議して決定するものとする。

(2) 対象資料

- ア 届けてくださいあなたの声（パンフレット）（こども青少年局こども家庭課作成）
- イ 中学生・高校生向け自転車交通ルールパンフレット（道路局交通安全・自転車政策課作成）
- ウ もしも手帳（冊子）（医療局がん・疾病対策課作成）

- エ 住宅防火アドバイス（冊子）（消防局予防課作成）
- オ 暑さに負けない体づくり（チラシ）（消防局救急課作成）
- カ 熱中症予防パンフレット（消防局救急課作成）
- キ 防災センターチラシ（消防局市民防災センター作成）

6 留意事項

- (1) 障害のある人の特性に十分配慮することとする。
- (2) 業務の実施に伴う経費は、全て受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて本業務担当課及び対象資料担当課との打合せ、報告を行いながら、業務を進めるものとする。
- (4) 当該業務の成果品にかかる著作権等の権利は、作成した写真やイラスト、図表を含め、全て横浜市に帰属するものとする。また、横浜市は2次利用を含めて、これらを自由に使用できるものとする。
- (5) 仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた場合は、横浜市委託契約約款に基づくほか、本業務担当課と協議して業務を進めるものとする。